

春日市市民活動災害補償制度 (愛称・ふれあい保険) の手引



春日市ブランドイメージ
みんなで春をつくろう

対象期間：令和 5 年 5 月

～令和 6 年 5 月

も く じ

1	ふれあい保険について	2
	(1) 保険制度の概要 (2) 大切なことは事故の防止	
2	補償される市民活動	3
	(1) 市民活動の条件 (2) 市民活動の具体例 (3) 補償の対象者 (4) 対象外となる活動	
3	補償される事故	5
	(1) 傷害補償事故 (2) 損害賠償責任補償事故	
4	保険金の支給内容	6
	(1) 傷害補償事故 (2) 損害賠償責任補償事故 (3) 他保険との併用 (4) 示談について (5) その他支給条件	
5	事故発生からのながれ	8
	(1) ～まず事故が起きたら！～ (2) 契約保険会社 (3) 傷害補償事故の場合 (4) 損害賠償責任補償事故の場合	
6	よくある質問・お問い合わせ (Q & A)	12
	(1) 傷害補償事故 (2) 損害賠償責任補償事故	

(資 料)

- ・事故報告書様式
- ・事故報告書記入例 (傷害事故の場合)
- ・事故報告書記入例 (賠償事故の場合)
- ・事業・行事等参加者名簿

1 ふれあい保険について

(1) 保険制度の概要

春日市では、市民団体の皆さまが、安心して活動できるように、市民活動災害補償制度（ふれあい保険）を設けています。保険の内容は、市民活動中に不測により生じた事故に対して、補償金（見舞金）をお支払いし補償するものです。保険会社との契約手続きや保険料の負担は市が行います。

【補償の対象となる事故】

・（傷害補償事故）

市民団体の構成員や参加者が自損（ケガや死亡）した事故

・（損害賠償責任補償事故）

市民団体の構成員が、他人の身体や財物に与えた損害について、賠償責任を負うことになった事故

※ ふれあい保険は、事故に伴う全ての費用を補償するものではなく、一定額の補償金（見舞金）を支払う制度です。補償範囲には限度があります。市民団体の皆さままで必要に応じて他保険にご加入ください。

(2) 大切なことは事故の防止

市民活動において、一番大切なことは事故が起こらないことです。事前に計画を立てて、安全な活動となるよう、次のような配慮を心がけてください。

行程や時間に余裕をもった活動

- ・ 休憩時間や参加者の体力に配慮してください。

必要な用具の点検、十分な準備運動

- ・ 中高年齢者のスポーツ活動など行うときに配慮してください。

現地は必ず下見を行い状況確認

- ・ キャンプ、ハイキングなど野外活動などを行うときに配慮してください。

監督者等人員の十分な確保

- ・ 子どもを対象とした野外行事など、監督が必要な活動を行うときに配慮してください。

2 補償される市民活動

(1) 市民活動の条件

補償される市民活動は、次の条件をすべて満たす必要があります。

ア) 市民団体の活動であること

【市民団体の定義】

- ① 5人以上の共通の目的を持った市民（市外居住者を含む。）
で構成されていること。
- ② 市内に本拠地又は活動拠点があること。
- ③ 非営利活動団体であること。
～非営利とは 交通費程度の謝金は営利とはみなしません。～
- ④ 市民団体の構成員が、指導者及び従事者であること。

イ) 本来の仕事を離れて行う公益性のある市民活動であること。

(2) 市民活動の具体例

ア) 社会教育活動

- P T A 活動（ただし、学校管理下は除く）など。

イ) 社会福祉活動

- 社会福祉施設援護活動、在宅高齢者・障がい者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳など。

ウ) 青少年育成活動

- 子ども会などの地域の青少年育成団体の活動、スポーツ少年団などの運営・指導活動（※）、非行防止パトロールなど。

エ) 地域社会活動

- 自治会・町内会活動、防火・防犯活動、清掃活動、自治会運動会、市民祭り、交通安全運動、地域ふれあい活動など。

オ) その他

- 文化活動・スポーツ活動（※）の運営・指導活動など。

(※) 競技的、自助（自己利益）的、趣味的な市民活動には、ふれあい保険が適用できません。ただし、そのような活動の中でも、ボランティア活動を行う指導者・従事者は、ふれあい保険の対象となります。

（適用できない例）

- ・競技的要素を主目的として行う活動 例) ○○杯スポーツ大会
- ・自助的要素を主目的として行う活動 例) 美容サークル、資産運用講習会
- ・趣味的要素を主目的として行う活動 例) 料理教室、手芸教室

(3) 補償の対象者

ア) 対象者の定義

- 市民団体の構成員
 - ① 指導者 活動計画や運営の指導的立場を担う人
 - ② 従事者 活動や運営に従事する人や指導を補助する人
- 市民活動の参加者
市民団体構成員以外の第三者（市外居住者を含む）。ただし、市民活動を応援又は観覧する人を除く。

イ) 保険が適用される参加者

- 市民活動に直接関わり、活動している参加者
 - 例1) 自治会が行う福祉ふれあいサロンに出席した高齢者
 - 例2) こども育成会が行うバスハイクに出席した親子
- 【市の主催事業】及び【市共催の市民活動】に直接協力する参加者

(4) 対象外となる活動

- ア) 宗教・政治・営利を目的とする活動
- イ) けんか祭り等の危険度が高い祭礼活動
- ウ) 園児、児童又は生徒を対象とした学校等の管理下での活動
- エ) 山岳救助等の緊急的ボランティア活動
- オ) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- カ) 野焼きやチェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- キ) 自助的な活動又は趣味的な活動

3 補償される事故

(1) 傷害補償事故

市民団体構成員及び参加者自身が、市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）で死亡又は負傷、後遺障害を被った場合に適用します。

また、市民活動の参加に際し、自宅から集合場所までの通常経路中の事故も対象とします。ただし、次の事例に関する事故は対象外です。

- ア) 故意、重大な過失又は法令違反による事故
- イ) 暴動等の治安維持上重大な事態と認められた状態の事故
- ウ) 地震、噴火、洪水、津波等自然変象による事故
- エ) 自殺行為、犯罪行為等に関する事故
- オ) 脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
- カ) スポーツ職業者がスポーツ活動中に被った事故
- キ) 山岳登山、スカイダイビング、自動車レース等危険を伴うスポーツに関する事故
- ク) 自助的な活動や趣味を目的とした活動に関する事故
- ケ) 頸部症候群又は腰痛で他覚症状がないもの
- コ) 労働者災害補償保険法等に基づく補償の対象となる事故

(2) 損害賠償責任補償事故

市民団体構成員の過失により、他人の身体や財物に損害を与えた場合で、賠償責任を負う場合に適用します。ただし、次の事例に関する事故は対象外です。

- ア) 故意による事故
- イ) 戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故
- ウ) 地震、噴火、洪水、津波等自然変象による事故
- エ) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する事故
- オ) 賠償補償対象者が業務従事中に被った身体障害によって生じた事故
- カ) 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事による事故
- キ) 航空機、昇降機、自動車又は動物の所有、使用又は管理に関する事故

4 保険金の支給内容

(1) 傷害補償事故

区分	補償金額（限度額）	補償期間
死亡 補償金	1人あたり 500万円	事故日から180日以内に死亡した場合
後遺障害 補償金	(後遺障害程度により) 1人あたり 30万円～500万円	事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合 (※1)
入院 補償金	(入院) 1人1日あたり 3,000円 (手術) 1人1回あたり 3万円～12万円	事故日から180日以内の期間で、最大180日間の入院が対象
通院 補償金	1人1日あたり 2,000円	事故日から180日以内の期間で最大90日間の通院が対象

※1 後遺障害の補償期間の特例

181日目以降の後遺障害が生じた場合は、別途ご相談ください。

※2 入院及び通院に関する補償期間の制限

通院等の補償日数が、実際の実通院日数より少なくなる場合があります。

(2) 損害賠償責任補償事故

区分	補償金額（限度額）
身体賠償	1名あたり限度額 6,000万円 1事故あたり限度額 3億円
財物賠償	1事故あたり限度額 300万円

(3) 他保険との併用

ふれあい保険とは別に、他保険に加入した場合の保険金支給については、次のとおりです。

ア) 傷害補償事故

加入している全ての保険から、保険金が支給されます。

イ) 損害賠償責任事故

示談又は法律に基づき定められた賠償金は、ふれあい保険と他保険との間で、保険金を按分して支給されます。事故発生の際は、他保険の有無を確認してご連絡ください。

(4) 示談について

市民活動中に、他人の身体にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりした加害者（保険対象者）が、被害者に対して示談を行う場合は、次のことに注意してください。

- ① 加害者は、事前に市や保険会社に必ず相談してから示談を行ってください。単独で行った示談内容の全てが、保険の対象となるとは限りません。
- ② 保険会社は示談代行を行いません。示談協力や援助を行うことは可能です。

(5) その他支給条件

医師（整骨院等は対象外）が治療を要すると判断した負傷等であること。

5 事故発生からのながれ

(1) ～まず、事故が起きたら！～

まず事故が起きたら、事故の対応（負傷者の安全確保、ケガの処置、破損物の片付け）を行い、その後、関係窓口（わからなければ、市役所窓口に！）へ事故報告（いつ、どこで、だれが、どうして、どうなったか等）をお願いします。

関係窓口の一例

社会教育活動等

- 地域教育課地域教育担当（Tel584-1111）

体育・スポーツ活動等

- 文化スポーツ課スポーツ担当（Tel571-3247）

心身障がい者の福祉支援に関する活動等

- 福祉支援課（Tel584-1111）

高齢者の福祉支援、シニアクラブに関する活動等

- 高齢課（Tel584-1111）

自治会活動等

- 地域づくり課（Tel584-1111）

防犯活動等

- 安全安心課（Tel584-1111）

子育て・子どもの健全育成活動等

- こども未来課（Tel584-1111） 子育て支援課（Tel584-1015）

(2) 契約保険会社取扱店

名称 株式会社リックサポート（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代理店）

所在地 福岡県古賀市日吉2丁目16番7号

連絡先 TEL (092) 944-6161（代表） FAX (092) 944-6677

(3) 傷害補償事故の場合

① 事故発生

- ・状況の把握（ケガの確認、破損の確認、周囲状況の確認）

② 事故の初期対応

- ・負傷者を病院に搬送 ・破損物の片付け ・市役所に連絡

③ （負傷者と市民団体）事故報告書の相互作成

- ・負傷者と市民団体は、事故報告書（以下「報告書」という。）を相互に作成します。

○負傷者の記入分

- ・個人情報（住所、氏名、年齢、連絡先、性別を記入の上押印）
- ・事業（事業名、実施年月日）
- ・事故種別（【傷害補償事故】又は【損害賠償責任補償事故】のいずれかを選択）
- ・事故発生の日時と場所
- ・傷害の状況（傷病名、入院及び通院期間、病院情報）
- ・保険会社からの連絡先（【代表者】又は【負傷者】を選択）

○市民団体の事故証明

市民団体は次の内容を確認し、団体証明（団体記入欄の記入押印）を行います。

- ・個人情報の使用 負傷者の個人情報を提供することの同意を得ます。
- ・負傷者の確認 負傷者が市民団体の関係者であることを確認します。
- ・負傷内容の確認 負傷者に報告内容が間違いないか確認します。
- ・事業の確認 市民団体が実施した事業（市民活動）であることを確認します。
- ・指導者氏名 報告事業において、指導者を記入します。

○参加者名簿の提出

事故が発生した場合は、当日の参加者名簿の提出をお願いします。

④（負傷者又は市民団体 ⇒ 関係窓口）報告書の提出

- 負傷者又は市民団体は、報告書を関係窓口に提出します。
- 事故発生後14日以内に提出してください。

⑤（保険会社 ⇒ 負傷者又は市民団体）保険金請求関係書類の送付

- 保険会社は、負傷者又は市民団体に保険金関係書類を送付します。

⑥（負傷者又は市民団体 ⇒ 保険会社）保険金関係書類の返送

- 治療完了後、負傷者は、保険会社に保険金関係書類を作成して返送します。

⑦（保険会社 ⇒ 負傷者又は市民団体）保険金の支払い

- 保険会社は、保険金関係書類を書類審査し、保険査定額を負傷者に支払います。

(4) 損害賠償責任補償事故の場合

① 事故発生

- 状況の把握（被害者の保護、ケガの確認、破損の確認、事故拡大の防止）

② 事故の初期対応

- 被害者を病院に搬送 ・破損物の片付け ・市役所に連絡
- 必要に応じて警察に事故届けを行う。
- 被害者、加害者双方の連絡先を交換する。

③（加害者と市民団体）事故報告書の相互作成

- 負傷者と市民団体は、事故報告書（以下「報告書」という。）を相互に作成します。

(ア) 対人賠償の場合

事故状況により必要書類が異なります。事前にご相談ください。

(イ) 対物賠償の場合

事故状況により必要書類が異なります。事前にご相談ください。

例) 事故状況写真 (破損状態 1 ~ 2 枚、修理後状況 1 ~ 2 枚)
修理見積書 (又は請求書)

(ウ) 他の保険加入

加害者又は市民団体が、他の賠償保険に加入している場合は、他の賠償保険証書の写しも提出します。賠償補償金支払後、当該事故に適用できる保険の存在が判明した場合、支払済の補償金の一部又は全部の返還を求めます。

④ (加害者と市民団体) 示談

- 事前に市と保険会社に相談してください。
- 被害者の心情に配慮してください。

⑤ (加害者又は市民団体 ⇒ 関係窓口) 報告書の提出

- 負傷者又は市民団体は、報告書を関係窓口に提出します。
- 事故発生後 1 4 日以内に提出してください。

⑥ (保険会社 ⇒ 加害者又は市民団体) 保険金関係書類の送付

- 保険会社は、負傷者又は市民団体に保険金関係書類を送付します。

⑦ (加害者又は市民団体 ⇒ 保険会社) 保険金関係書類の返送

- 治療完了後、負傷者は、保険会社に保険金関係書類を作成して返送します。

⑧ (保険会社 ⇒ 加害者又は市民団体) 保険金の支払い

- 保険会社は、保険金関係書類を書類審査し、保険査定額を負傷者に支払います。

6 よくある質問・お問い合わせ（Q & A）

(1) 傷害補償事故

ア) 一般的な事故

Q 子ども会が主催した夏祭りで、子ども会に所属しているA子（子ども）が、神輿を担いでケガをした場合は？

A （A子）ボランティア（地域社会活動）のため、保険が適用できます。

イ) 往復経路途中の事故

Q 市が主催する行事にボランティアスタッフとして一般参加したA子が、事前に参加登録している中で、自宅から徒歩で会場に向かう途中、車に接触されケガをした場合は？

A （A子）ボランティア（社会教育活動）のため、保険が適用できます。

ウ) スポーツイベント

Q 次の条件でスポーツ講習会を行った際に、ケガをした場合は？

事業目的：市内小学生のスポーツ競技力の向上のため

主催団体：市内小学校のPTA有志が任意の（※）実行委員会を結成

招待講師：有名スポーツ選手を有償講師として招待

運営補助：市内外からボランティアスタッフを募集

講習会の最中に、実行委員会に所属しているA子、ボランティアとして参加したB子、有名スポーツ選手で招待講師のC夫、参加小学生D夫がケガをした場合は？

A （実行委員会A子）ボランティアのため、保険が適用できます。

（ボランティアスタッフB子）ボランティアのため、保険が適用できます。

（招待講師C夫）ボランティアではなく、有償による活動のため、保険は不適用です。

（参加選手D夫）ボランティアではなく、競技性の向上のための参加なので、保険は不適用です。

（※）本来、PTA活動は学校管理下で行われるため、ふれあい保険の対象にはなりません。本件は学校管理下ではないため、保険の対象となります。

工) 趣味的な活動

Q 料理を趣味とする団体が主催する講習会に、参加者 A 子が、料理中にケガをした場合は？

A (A 子) ボランティアではなく趣味活動のため、保険は適用できません。

オ) 慢性疾患

Q 慢性疾患を持つ B 夫が、市民活動中に、疾患が原因となるめまいを起こして転倒し、ケガをした場合は？

A (B 夫) ボランティア(地域社会活動)だが、傷害原因が慢性疾患のため、保険は適用できません。

カ) 観覧応援

Q 自治会主催の運動会に、選手として参加する保護者と一緒に会場に来ていた A 子(応援者)が、運動場の鉄棒から落ちてケガをした場合は？

A (A 子) ボランティアではなく観覧者のため、保険が適用できません。

(2) 損害賠償責任補償事故

ア) 一般的な過失責任

Q 子ども会のキャンプで、引率者の B 夫の管理が行き届かず、A 子が川で溺れ重傷を負った。B 夫は A 子に対して法律上の損害賠償責任(身体)を負った場合は？

A (B 夫) ボランティア(社会教育活動)のため、保険適用できます。

イ) 財物賠償

Q 自治会の清掃活動中に B 夫が、草刈機で石を跳ね、A 子が運転する車が破損した。B 夫は、A 子に対して法律上の損害賠償責任と(財物)を負った場合は？

A (B 夫) ボランティア(地域社会活動)のため、保険適用できます。

事故報告書（第 号）

（あて先） 春日市長

〔報告者（負傷者、被害者または被賠償責任者）〕

住 所 _____
 氏 名 _____ 歳
 電 話 () _____ (男・女)
 保護者氏名(未成年の場合) _____

次の事故について、春日市市民活動災害補償制度の適用を受けたいので、春日市市民活動災害補償要綱第9条第1項の規定に基づき報告します。

なお、災害補償制度の各種手続に当たり、報告書記載の個人情報をも市が契約する損害保険会社に提供することに同意します。

事 業	事業名 実施年月日	年 月 日	～	年 月 日
事故種別	1 傷害補償事故	2 損害賠償責任事故	(○をつける)	
事故発生日時 場所	日時 所在地	年 月 日	午前・午後	時 分頃 施設名
傷害の状況	傷病名	切傷・打撲・骨折・脱臼・捻挫・やけど・その他 (具体的に)		
	治療期間		(延 日間)	見込
	入院	/ ~ /	(実 日間)	確定
	治療期間 通院	/ ~ /	(延 日間)	見込
	病院名	所在地		
	電話 ()	- 複数の場合、裏面備考欄に御記入ください。		
財物損害の状況	財物名			
	所在地			
	損害額	円 確定・見込		
損害保険会社 からの連絡先	代表者・負傷者(被害者) ※どちらかを○で囲んでください。			

〔団体記入欄〕

上記事故は、当団体による市民活動中に発生したものであることを証明します。また、災害補償制度の各種手続に当たり、当該事故に関係する者から、市が契約する損害保険会社に対して個人情報を提供することについて同意を得た上で、次のとおり報告します。

年 月 日

団 体 名 _____
 代表者氏名 _____ 電話 () _____
 団体所在地 _____

※ 賠償責任事故報告 の場合のみ記入	加害者氏名	住所 氏名	電話 () _____
	負傷者 (死亡者) 又は 被害者	住所 氏名	(男・女) 電話 () _____
		年齢 歳 保護者氏名(未成年の場合)	

◎裏面も御記入ください

【添付書類】

- 1 団体の概要を把握できる書類
- 2 事故発生状況が説明できる資料
 ※損害賠償責任事故の場合 **被害状況写真** など
- 3 当日の指導者等及び参加者の名簿

受 付	所管課長	地域づくり課長

事故発生状況：

事故発生現場の見取図

備 考

傷害事故の記入例

令和〇×年10月26日

事故報告書 (第 号)

該当するものを○囲み

(あて先) 春日市長

[報告者(負傷者、被害者または被賠償責任者)]

住所 春日市◇▼町△—△
 氏名 名木野 珠生 12歳
 電話 092(×××)×××× (男・女)
 保護者氏名(未成年の場合) 名木野 緑

詳しく。モレが多い!

次の事故について、春日市市民活動災害補償制度の適用を受けたいので、春日市市民活動災害補償要綱第9条第1項の規定に基づき報告します。

なお、災害補償制度の各種手続に当たり、報告書記載の個人情報をも市が契約する損害保険会社に提供することに同意します。

事業	事業名 ◇▼町育成会子どもみこし 実施年月日 令和 〇×年 10月24日～10月24日
事故種別	1 傷害補償事故 2 損害賠償責任事故 (○をつける)
事故発生日時	日時 令和〇×年10月24日 午前 午後 2時00分頃
場所	所在地 春日市◇▼町〇—〇 施設名 ◇▼町地区こども広場
傷害の状況	傷病名 切傷・打撲・骨折・脱臼・捻挫・やけど・その他 (具体的に 右上腕部骨折)
忘れずに記入	治療期間 (延 日間) 見込 入院 (実 日間) 確定
	治療期間 (延 日間) 見込 通院 10/24～11/24 (実 日間) 確定
所属団体による証明が必ず必要	病院名 □〇整形外科 所在地 春日市□〇町1丁目1番地 電話 (092)×××-×××× 複数の場合、裏面備考欄に御記入ください
財物損害の状況	財物名 所在地 損害額 円 確定・見込
損害保険会社からの連絡先	代表者 負傷者(被害者) ※どちらかを○で囲んでください。

【団体記入欄】

上記事故は、当団体による市民活動中に発生したものであることを証明します。また、災害補償制度の各種手続に当たり、当該事故に関係する者から、市が契約する損害保険会社に対して個人情報を提供することについて同意を得た上で、次のとおり報告します。

令和〇×年10月26日
 団体名 ◇▼町育成会
 代表者氏名 縄文 ゆり子 電話(092)×××-××××
 団体所在地 春日市◇▼町〇—〇

指導者氏名	住所 春日市◇▼町〇□—〇▼ 氏名 縄文 ゆり子 電話(092)×××-××××
※ 賠償責任事故報告 の場合のみ記入	加害者氏名 住所 氏名
	負傷者(死亡者) 又は 被害者 住所 氏名
	年齢 歳 保護者氏名(未成年の場合)

傷害補償事故の場合は記入しない

◎ 裏面も御記入ください

【添付書類】

- 1 団体の概要を把握できる書類
- 2 事故発生状況が説明できる資料
※損害賠償責任事故の場合、被害状況写真など
- 3 当日の指導者等及び参加者の名簿

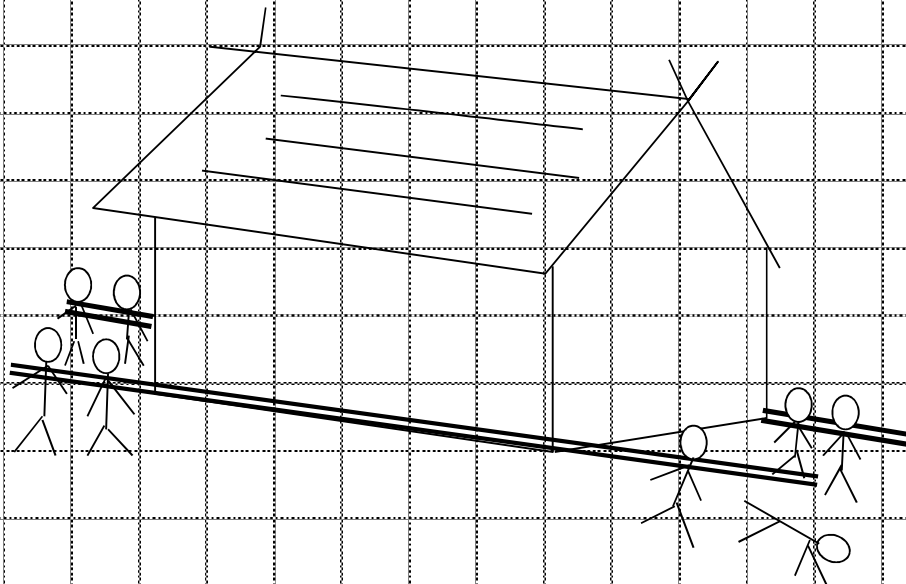
	所管課長	地域づくり課長
受		
付		

事故発生状況:

○△町内会の秋まつりの子どもみこしを担いでいて、つまづいて転倒し、
右腕を骨折した。

※自助的な活動及び趣味的な活動中に起きた運営・指導者による支援・指導中の事故については、その旨を、記入する必要があります。

事故発生現場の見取図



備考

※市及び市教育委員会の主催・共催等の事業中に起きた事故については、担当所管において、その旨を記入する必要があります。

【記載例】事業名：市長杯〇〇大会については、市主催事業である。担当所管課長：スポーツ課長 ㊞

賠償事故の記入例

該当するものを○囲み

令和○×年10月26日

事故報告書(第 号)

(あて先) 春日市長

[報告者(負傷者、被害者または被賠償責任者)]

住所 春日市○○町△-△
 氏名 須政 太郎 58歳
 電話 092(×××)×××× (男・女)
 保護者氏名(未成年の場合)

詳しく。モレが多い!

次の事故について、春日市市民活動災害補償制度の適用を受けたいので、春日市市民活動災害補償要綱第9条第1項の規定に基づき報告します。

なお、災害補償制度の各種手続に当たり、報告書記載の個人情報をも市が契約する損害保険会社に提供することに同意します。

事業	事業名 ○○町自活会ソフトボール大会 実施年月日 令和○×年10月13日~10月13日
事故種別	1 傷害補償事故 ○ 2 損害賠償責任事故 (○をつける)
事故発生日時	日時 令和○×年10月13日 午前 午後 2時00分頃 場所 所在地 春日市○○町○-○ 施設名 ○○小学校グラウンド
傷害の状況	傷病名 切傷・打撲・骨折・脱臼・捻挫・やけど・その他 (具体的に 顔面骨折)
忘れずに記入 所属団体による 証明が必ず必要	治療期間 (延 32 日間) 見込 入院 10/13 ~ 11/14 (実 日間) 確定
	治療期間 (延 日間) 見込 通院 11/15 ~ 12/20 (実 日間) 確定
	病院名 ◆○整形外科 所在地 福岡市□○町1丁目1番地 電話 (092)×××-×××× 複数の場合、裏面備考欄に御記入ください
財物損害の状況	財物名 フォルワス クーゲン(福岡33人1234) 所在地 損害額 フロントガラス 85,000円 確定 見込
損害保険会社からの連絡先	代表者・負傷者(被害者) ※どちらかを○で囲んでください。

[団体記入欄]

上記事故は、当団体による市民活動中に発生したものであることを証明します。また、災害補償制度の各種手続に当たり、当該事故に関係する者から、市が契約する損害保険会社に対して個人情報を提供することについて同意を得た上で、次のとおり報告します。

令和○×年10月26日

団体名 ○○町自活会
 代表者氏名 会長 須政 太郎 電話(092)×××-××××
 団体所在地 春日市○○町○◆-○

指導者氏名	住所 春日市○○町○□-○▼ 氏名 弥生 大和 電話(092)×××-××××
※ 賠償責任事故報告 の場合のみ記入	加害者氏名 住所 春日市○○町@-▼□ 氏名 春日 次郎 電話(092)○×▲-××××
	負傷者(死亡者) 又は 被害者 住所 福岡市△区△町■-△ 氏名 若菜 三郎 (男・女) 電話(092)△○◆-××××
	年齢 35歳 保護者氏名(未成年の場合)

◎裏面も御記入ください

【添付書類】

- 1 団体の概要を把握できる書類
- 2 事故発生状況が説明できる資料
※損害賠償責任事故の場合、被害状況写真など
- 3 当日の指導者等及び参加者の名簿

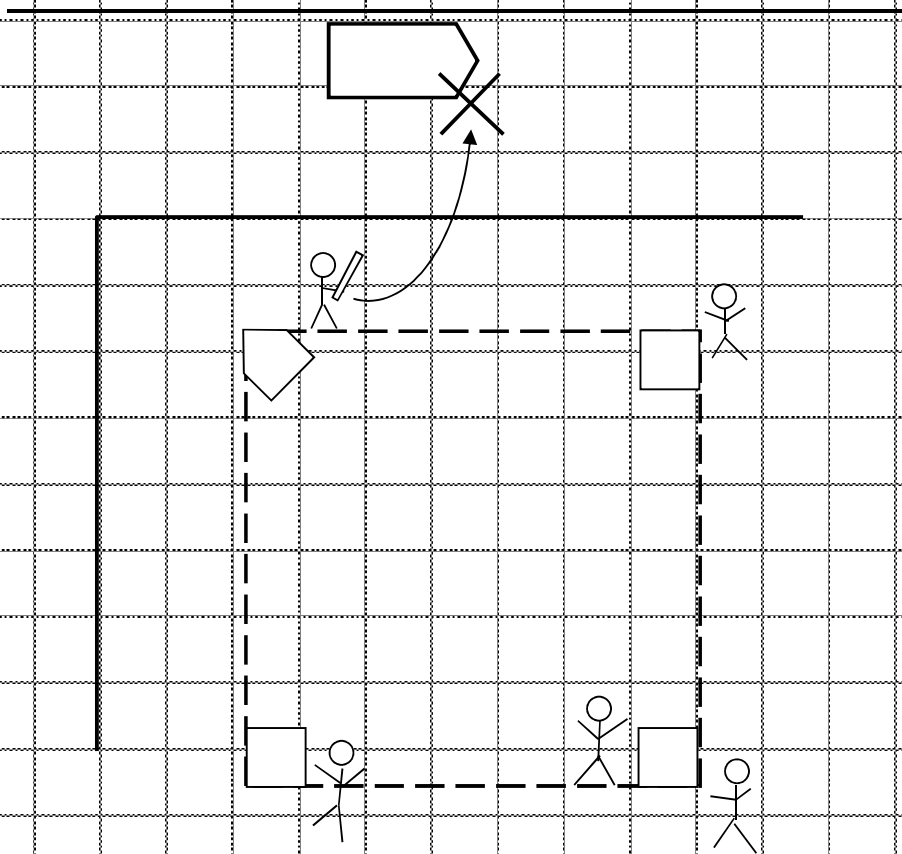
	所管課長	地域づくり課長
受		
付		

事故発生状況:

ソフトボール大会に向けた練習中に、指導者の春日氏がノックのために打った球が大きくはずれ、通行中の若葉氏の車に当たった。フロントガラスを突き破った球は、乗っていた同氏の顔面にあたって重傷を負わせた。

※自助的な活動及び趣味的な活動中に起きた運営・指導者による支援・指導中の事故については、その旨を、記入する必要があります。

事故発生現場の見取図



備考

※市及び市教育委員会の主催・共催等の事業中に起きた事故については、担当所管において、その旨を記入する必要があります。

【記載例】事業名：市長杯〇〇大会については、市主催事業である。担当所管課長：スポーツ課長 ㊟

事業・行事等参加者名簿

事業・行事名		
実施日		年 月 日
実施団体	団体名	
	所在地	
	代表者	TEL () — Fax () — 住所 氏名 TEL () —
	当日の実施責任者 指導者等	住所 氏名
活動者・参加者		
	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

令和5年5月発行
春日市協働生活部地域づくり課
春日市原町3丁目1番地5

TEL 584-1111

FAX 584-1153

E-mail tiiki@city.kasuga.fukuoka.jp